

令和6年度第1回入札監視委員会 会議録

1. 委員長の選任について

全員一致で齊藤委員を委員長に互選した。

2. 報告事項

主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(1) 令和5年度入札・契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none">資料2 番号17 路面排水工事（環境重点）1 入札参加者数は6者いるのに入札を3回実施しているのはなぜか。資料2 番号35 花田跨線橋擁壁補強工事 備考欄に不落随契とあるが、3回入札を行った後、入札した業者とすり合わせを行ったうえで、4回目の入札を実施したということか。資料2 入札方式に記載されている『随契』と備考欄に記載されている『不落随契』の違いは何か。 <p>(2) 令和5年度指名停止の状況について</p> <ul style="list-style-type: none">報告対象を工事と工事に伴う委託に絞っているのはなぜか。指名停止の案件を豊橋市が把握するタイミングはいつか。また、案件の把握が漏れる可能性はあるのか。	<ul style="list-style-type: none">1回目の入札は6者応札があり、全者が予定価格を超過していた。公告どおり3回入札を行い、落札者が決定した。3回目の入札で最も低い金額で応札のあった業者に対して、応札の意思を確認したうえで、地方自治法に基づく見積合わせを実施した。入札回数4回の内訳は、入札3回、見積合わせ1回の計4回である。入札方式欄に『随契』と記載されている案件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき一者随契を実施した案件。備考欄に『不落随契』と記載されている案件は、入札を実施したが落札者が決定されなかったため、最も低い金額で入札した業者と同項第8号に基づき随意契約を実施した案件である。入札監視委員会の対象案件を、工事及び工事に伴う委託業務としており、指名停止の案件についても同様としている。報道や県からの情報提供などにより案件を把握している。案件の把握漏れがないよう努めている。

<ul style="list-style-type: none"> ・指名停止の事案に該当する案件が発生した場合、業者側に報告義務はあるのか。 ・豊橋市と契約し工事を行っている業者が他自治体で管理技術者の配置義務違反等により行政処分を受けた場合、豊橋市で進めている工事はどうなるのか。 (3) 令和5年度不調・不落状況について ・入札参加者がなく不調となった案件がいくつかあるが、その要因はなにか。 ・入札で業者を決定する場合、業者が入札金額を自由に設定することができる。利益を十分確保できる金額で入札、契約ができるのであれば、入札者がいないのは市場原理からいっても考えづらい。入札者なしとなる要因を詳しく知りたい。 ・予定価格が公表されるタイミングはいつか。 ・情報提供により公開された設計書は、予定価格が類推できるほど具体的な内容が記載されているのか。 ・資料4 豊橋市民病院東小鷹野公舎解体工事対策なしとあるが全く同じ内容で再公告をしたのか。 ・全国的に建設業界の人手不足が深刻な問題となっているが、豊橋市の工事の不調についても、人手不足が不調の要因となっているのか。 ・不調件数の推移は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告義務はない。 ・豊橋市で進めている工事において、同様の違反がないか確認を行う。確認の結果、同様の違反がなければ、そのまま工事を進める。 ・技術者が配置できない、場所や条件により工事がやりづらい、工期的に難しい、利益がでにくいなどの理由により業者が入札を回避したものと推測している。 ・工事ごとに予定価格を決めている。予定価格は入札時点では非公表であるが、積算の基礎となる設計書は公開している。業者はその設計書を基に積算をし、入札をするのかを判断している。 ・落札業者が決定した後に事後公表している。 ・情報提供により公開された設計書に公共単価等を当てはめれば、予定価格は類推できる。 ・施工内容は変えずに単価のみを変更し、再公告をした。 ・市民病院の不調工事は、人手不足によるものが多い。工事が夜間にしかできない等の制約が多いことも不調の要因に挙げられる。配置予定技術者が配置できず入札を見送ったケースが非常に多い。 ・不調件数は、過去3年間は年間約40件程度であり、令和5年度が特に多いわけではない。
---	--

3. 審議事項

主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(1) 審議事項の抽出基準（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率はどのように計算するのか。 <p>（参考意見） 東京都の抽出基準</p> <p>(1) 高額、高落札率 (2)一者入札 (3)低入札 (4)同一業者による長期継続受注 (5)社会的注目案件</p> <p>担当者がリストアップしたものから委員が抽出し、委員長が審議案件を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う委託を基準に入れた理由はなにか。 ・格付けとはどういったものなのか。基礎となるものは何か。 <p>(2) 審議案件（12件）について （2件ずつ審査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 羽根井小学校ほか2校校舎等トイレ大規模改造工事 ⑦ 配水管移設及び布設工事（1-1） <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格と同額となる要因は何か。工事の業種や入札方法によって、割合は変わるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札金額を予定価格で除したものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う委託も審議対象としているため。 ・建設業法に基づく経営事項審査の総合評定値により、業種ごとに格付けしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・業者の積算能力が向上しており、公共単価や歩掛は入手でき、金入設計書も情報開示しているので同額となることはある。業種による偏りはあるが入札方法による影響はない。

<ul style="list-style-type: none"> ・公共単価は人件費もあるのか。 ・工事全件のうち予定価格と同額で落札した割合はどのくらいか。 ・11件に共通性はあるのか。 ・⑦の入札状況について、金額のばらつきは積算能力の問題なのか。無効や失格はきちんと積算しないで入札したのか。 ・①の工事は高額であるが2者しか応札がなかったのはなぜか。 <li style="text-align: center;">② 道路修繕工事5 <li style="text-align: center;">⑧ 配水管移設工事 (1-5) ・②の工事は格付けB以上ではなくB業者ということか。 ・契約期間中に税率が変更したらどうなるのか。 ・②は7社同額で入札しているがよくあることなのか。 <li style="text-align: center;">③ 松葉公園地下駐車場エレベーター取替工事 <li style="text-align: center;">⑨ 豊南処理場築造工事 (電気設備・改築) ・一者入札の理由は何と考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が県ごとに労務単価を決めている。 ・457件中11件。 ・土木一式工事が多い。 ・⑦の工事は業者積算能力に問題ない。受注意欲が高く、下限を目指したが最低制限価格を下回り、失格となったものである。 ・学校での工事は、児童生徒の安全確保や行事などで工期に制約があるため、業者にとってはやりづらいものである。受注を促すためスケールメリットを考慮し、2校併せた工事とした。 ・そのとおり。年間の工事量、金額、工事内容から各格付けに工事を振り分けている。 ・当初契約時の税率のままである。 ・令和5年度は457件中86件で同額の入札があった。 ・③全国的にエレベーター更新工事が増加している状況の中、余裕を持った工期を設定したところ、一者応札があった。⑨は部
---	--

<p>④ 資源化センター臨時高圧電力引込対策工事</p> <p>⑩ 豊橋市民病院高層病棟昇降機設備改修工事</p> <p>・高落札率だが見積り合せとはどのようなものか。積算より安価にできるものなのか。何回でもできるものか。</p> <p>⑤ 栄小学校北・南校舎長寿命化改良工事（詳細設計付）</p> <p>⑪ 中央幹線配水管実施設計業務</p> <p>・最低制限価格を下回ると調査を行うのか。</p> <p>・低入札価格調査の主旨はどのようなものか。</p> <p>・失格判断基準価格は公表しているのか。</p> <p>・調査の結果失格となった場合どうなるのか。</p> <p>（参考意見）</p> <p>・国は調査力があるため、最低制限価格を設けておらず低入札調査のみである。</p> <p>・評価値の1が最高点になるのか。</p>	<p>分的な設備更新で、他の機器との互換性などから、新規事業者は敬遠したと推測される。</p> <p>・随意契約のため見積書を提出してもらうもの。回数に制限は無い。</p> <p>・最低制限価格を下回ると失格になる。調査基準価格を設定した総合評価落札方式のみ低入札価格調査を行う。</p> <p>・技術力等を確認し、当該工事の適正な履行や品質を確保するもの。</p> <p>・計算式を公表している。</p> <p>・これまで調査の結果失格となった事例はないが、次点の業者が落札候補者となる。</p> <p>・評価値は評価点÷入札価格×1,000,000業者ごとに評価値を算出し、一番高い点が最高点になる。</p>
---	--

<p>⑥ 橋梁点検委託業務 1</p> <p>⑫ 野田ポンプ場実施設計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルにはどのような仕様を提示するのか。 ・⑥の失格理由はなにか。 ・最低制限価格とはなにか。 <p>(参考意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査を行った方が競争性はあるが、調査が大変である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事と同様、設計書を提示する。 ・失格判断基準を下回ったためである。 ・原則、価格競争の場合は最低制限価格を設定し、総合評価落札方式の場合に調査基準価格とする。⑥は一般競争入札であるが、工事に伴う委託 (1,500 万円以上) は低入札価格調査の対象としている。
---	--

その他 (全体を通して)

質問・意見	回答 (要旨)
<ul style="list-style-type: none"> ・要綱第7条 (委員の除斥) における利害の範囲をどのように考えればよいか。 ・共同研究は当たるか。 ・施設の維持整備工事の一方随意契約について、建設当初に工事を行った会社と随意契約することとなる理由と一般競争入札の案件が存在する理由は何か。 ・守秘義務、非公表の範囲はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問契約などが該当する。 ・該当しないと考えている。 ・随意契約の理由及び対象範囲等を担当課に確認し、後日回答する。 ・審査会資料、低入札調査資料など。